

# 滞在地で行う不在者投票の請求手続きについて

## 1 選挙人（あなた） → 本山町選挙管理委員会

- ・「投票用紙及び不在者投票用封筒交付請求書並びに宣誓書」の太枠部分を記入して、本山町選挙管理委員会へ郵送又は持参（代理人可）してください。（FAX、Eメール等による提出はできません。）

《提出先》 〒781-3692 高知県長岡郡本山町本山504  
本山町選挙管理委員会 TEL(0887)76-2440

### ※ 注意 ※

- ・「投票用紙及び不在者投票用封筒交付請求書並びに宣誓書」の提出は家族等本人以外でもかまいませんが、記入は本人自身が行ってください。
- ・請求以降の手続きはすべて郵便により行われますので、手続きに日数が必要です。早めに請求をお願いします。

## 2 本山町選挙管理委員会 → 選挙人（あなた）

- ・本山町選挙管理委員会から、投票用紙・不在者投票用封筒・不在者投票証明書等を「投票用紙及び不在者投票用封筒交付請求書並びに宣誓書」に記載された現住所へ郵送します。

### ※ 注意 ※

- ・自宅で投票用紙に記入したり、不在者投票証明書の封筒を自分で開封すると、不在者投票できなくなります。必ず、滞在地市区町村の選挙管理委員会に出向いてから不在者投票を行ってください。

## 3 選挙人（あなた） → 滞在地市区町村の選挙管理委員会

- ・郵送された投票用紙・不在者投票用封筒・不在者投票証明書等を、滞在地の選挙管理委員会へ持参して不在者投票を行ってください。
- ・不在者投票できる期間、場所、時間等については、滞在地の選挙管理委員会にお問い合わせください。（滞在地の選挙管理委員会が選挙期間中でない場合、投票事務に対応できないこともありますので、必ず事前にお問い合わせ下さい。）

### ※ 注意 ※

- ・不在者投票済の投票用紙等は、滞在地の選挙管理委員会から本山町選挙管理委員会へ郵便で送致され、投票日までに届く必要がありますので、早めに不在者投票を行ってください。